

豊岡市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

2020年6月25日

豊岡市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

豊岡市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域で農地の利用状況や営農類型に違いがあるため、地域の実態に応じた、農地利用の最適化に向けた取り組みを進めることが求められています。

特に中山間地域では、耕作者の高齢化や鳥獣被害等により遊休農地の拡大が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では、担い手への農地利用の集積・集約化に向けて、農地中間管理事業の活用等に取り組んでいく必要があります。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域での活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、豊岡市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (2020年3月)	ha 4,940	ha 92.8	% 1.88
3年後の目標 (2023年3月)	ha 4,940	ha 89.8	% 1.82

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

(ア) 農業委員と推進委員で構成する農地利用最適化推進委員会において、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、適宜実施する。

(イ) 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を

行う。

(ウ) 利用状況調査と利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に掲載し、農地台帳の正確な記録の確保と公表を図る。

イ 関係機関との連携について

県等の関係機関（農地中間管理機構、豊岡農林水産振興事務所、区長会、農会、土地改良組合、水利組合、JAたじま等）との連携を図る。

ウ 不在地主が所有する遊休農地について

利用意向調査が可能な所有者に対しては、回答を確実に回収し意向に沿った解消を目指す。転居先不明等で調査ができない所有者に対しては、可能な調査を実施し所在を確認する。

エ 非農地判断について

既に山林・原野化して農地への復元が困難な農地、又は復元しても継続した耕作が困難な農地については、所有者・地域の意向及び、農業振興地域整備計画や農地転用制度等との整合性を図りながら、非農地判断を慎重に検討する。

(3) 中山間地域等の遊休農地の発生防止・解消について

中山間地域の農地及び認定農業者等への利用調整が困難な農地については、小規模な家族経営農家や兼業農家等への権利移動等により、遊休農地の発生防止・解消に努める。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (2020年3月)	ha 4,940	ha 1,613	% 32.65
3年後の目標 (2023年3月)	ha 4,940	ha 1,694	% 34.29

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 人・農地プラン等の話し合いについて

地域における農業者等による協議の場に積極的に参加し、担い手への農地の利用集積・集約化に向けた情報提供及び利用調整に努める。

イ 農地中間管理機構等との連携について

県等の関係機関（農地中間管理機構、豊岡農林水産振興事務所、区長会、農会、土地改良組合、水利組合、JAたじま等）との連携を図る。

ウ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
3年間の目標 (2023年3月)	+12 経営体	+3 法人

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 関係機関との連携について

県等の関係機関（農地中間管理機構、豊岡農林水産振興事務所、区長会、農会、土地改良組合、水利組合、JAたじま等）との連携を図る。

イ 農業委員会のフォローアップ活動について

(ア) 高齢化等により農地の遊休化が深刻な地域や、小規模区画の農地が多く現行の下限面積では農地取得が困難な地域については、下限面積の見直しや、別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

(イ) 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）と地域・行政とのパイプ役を担うとともに、地域に定着できるよう助言・指導等に努める。